

# 診療情報管理士テキスト 診療情報管理 I

## 基礎・医学編

(第8版 第4刷→第8版 第5刷)

## 修正箇所一覧

### 本書について

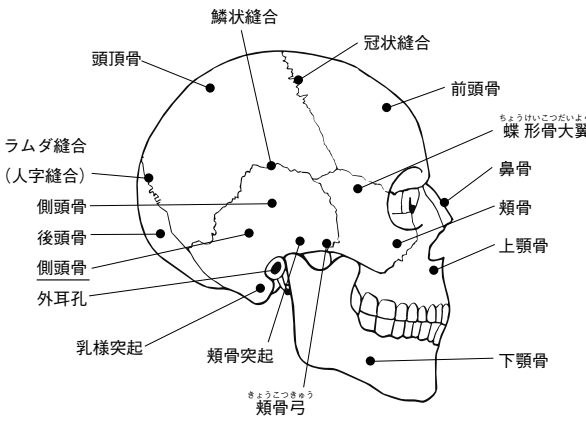
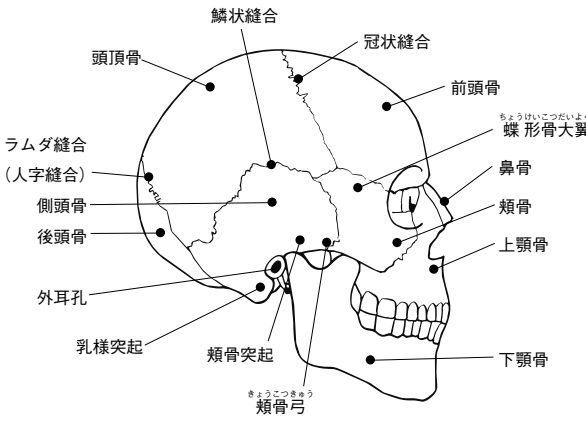
目次 最終頁 次p1 上から2行目	旧	ICD - 10 第 2 巻内容例示表の分類項目と～ (略)
	新	ICD - 10 第 1 巻内容例示表の分類項目と～ (略)
目次 最終頁 次p1 上から4行目	旧	ICD - 10 第 2 巻内容例示表の中間分類項目と～ (略)
	新	ICD - 10 第 1 巻内容例示表の中間分類項目と～ (略)
目次 最終頁 次p1 下から5行目	旧	ICD - 10 第 2 巻内容例示表の3桁分類項目と～ (略)
	新	ICD - 10 第 1 巻内容例示表の3桁分類項目と～ (略)
目次 最終頁 次p2 下から2行目	旧	1) 本書に使用する「頸」は「頸」の新字体である。ICD - 10 2003 年版～ (略)
	新	1) 本書に使用する「頸」は「頸」の新字体である。ICD - 10 2013 年版～ (略)

### 1 章

p.5 下から2行目	旧	わか国では 2000 年より、病院に対して～ (略)
	新	わが国では 2000 年より、病院に対して～ (略)
p.7 上から9行目	旧	中国では紀元前 1 世紀に刊行された医書に『 <sup>こうていないきょう</sup> 黄帝内経』があり、～ (略)
	新	中国では紀元前 1 世紀に刊行された医書に『黄帝内経』があり、～ (略) ※ 黄帝内経の読み方には諸説あるため、振り仮名を削除とします
p.7 下から14行目	旧	ヒポクラテスの死後、多くの医学者の中で最も著名なのはローマ時代にあらわれたガレヌス (Claudius Galenus : 129 頃～ 200 頃) である。 その著書の内容は臨床の治療学だけでなく、基礎となる解剖学、生理学、病理学など医学全般にわたるもので、そこに書かれている「 <u>炎症の四徴候 (発赤、腫脹、熱発、疼痛)</u> 」や「 <u>四つの気質</u> 」などは現在でも引用されている。
	新	ヒポクラテスの死後、多くの医学者の中で最も著名なのはローマ時代にあらわれたケルスス (Aulus Cornelius Celsus : B.C.25 頃～ A.D.50 頃) とガレヌス (Claudius Galenus : 129 頃～ 200 頃) である。ケルススは今でも引用されている「 <u>炎症の四徴候 (発赤、腫脹、熱発、疼痛)</u> 」を提示した。後世、ウイルヒョウは、この四徴候に機能障害を加え、 <u>炎症の五徴候</u> とした。ガレヌスは臨床の治療学だけでなく、基礎となる解剖学、生理学、病理学など医学全般を重要視した。
p.9 上から14行目	旧	『人体の構造に関する七つの書』(通称 Fabrica)
	新	『人体の構造に関する七つの書』(通称 Fabrica)
p.12 上から8行目	旧	フランスのキュリー夫妻 (～略～) の発見したラジウムが、のちに放射線による癌の治療など、 <u>理学療法</u> に発展した。
	新	フランスのキュリー夫妻 (～略～) の発見したラジウムが、のちに放射線による癌の治療など、 <u>放射線治療</u> に発展した。

p.12 下から6～7行目	旧	(5) シャウデン・ホフマン (Fritz Schaudinn, Erich Hoffmann)、梅毒血清反応の発見、 <u>1906</u> 年。																										
	新	(5) シャウデン・ホフマン (Fritz Schaudinn, Erich Hoffmann)、梅毒病原体の発見、 <u>1905</u> 年。																										
p.19 下から1行目	旧	1848年にはモーニケ (Otto Mohnike:1814～87)が <u>痘種</u> を持参して来日し、～(略)																										
	新	1848年にはモーニケ (Otto Mohnike:1814～87)が <u>痘苗</u> を持参して来日し、～(略)																										
p.37 図8 OECD 8原則 個人参加の原則	旧	<table border="1"> <tr> <td>の求めに応じて保有個人データを開示しなければなら (第25条)</td> <td rowspan="3">←</td> <td rowspan="3">○個人参加の原則 自己に関するデータの所在および内容を確認させ、または異議申し立てを保証するべき</td> </tr> <tr> <td>の求めに応じて訂正等を行わなければならない(第26条)</td> </tr> <tr> <td>の求めに応じて利用停止等を行わなければならない (第27条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>○責任の原則</td> </tr> </table>	の求めに応じて保有個人データを開示しなければなら (第25条)	←	○個人参加の原則 自己に関するデータの所在および内容を確認させ、または異議申し立てを保証するべき	の求めに応じて訂正等を行わなければならない(第26条)	の求めに応じて利用停止等を行わなければならない (第27条)			○責任の原則																		
	の求めに応じて保有個人データを開示しなければなら (第25条)	←	○個人参加の原則 自己に関するデータの所在および内容を確認させ、または異議申し立てを保証するべき																									
の求めに応じて訂正等を行わなければならない(第26条)																												
の求めに応じて利用停止等を行わなければならない (第27条)																												
		○責任の原則																										
新	<table border="1"> <tr> <td>の求めに応じて保有個人データを開示しなければなら (第25条)</td> <td rowspan="3">←</td> <td rowspan="3">○個人参加の原則 自己に関するデータの所在および内容を確認させ、または異議申し立てを保証するべき</td> </tr> <tr> <td>の求めに応じて訂正等を行わなければならない(第26条)</td> </tr> <tr> <td>の求めに応じて利用停止等を行わなければならない (第27条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>○責任の原則</td> </tr> </table>	の求めに応じて保有個人データを開示しなければなら (第25条)	←	○個人参加の原則 自己に関するデータの所在および内容を確認させ、または異議申し立てを保証するべき	の求めに応じて訂正等を行わなければならない(第26条)	の求めに応じて利用停止等を行わなければならない (第27条)			○責任の原則																			
の求めに応じて保有個人データを開示しなければなら (第25条)	←	○個人参加の原則 自己に関するデータの所在および内容を確認させ、または異議申し立てを保証するべき																										
の求めに応じて訂正等を行わなければならない(第26条)																												
の求めに応じて利用停止等を行わなければならない (第27条)																												
		○責任の原則																										
p.47 表15	旧	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">【公費優先】</td> </tr> <tr> <td>①麻薬及び向精神薬取締法</td> <td>入院措置</td> </tr> <tr> <td>②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td> <td><u>1 類感染症等の患者の入院等</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">【保険優先】</td> </tr> <tr> <td>①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</td> <td>措置入院</td> </tr> <tr> <td>②生活保護法</td> <td>医療扶助</td> </tr> <tr> <td>③原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律</td> <td>一般疾病医療</td> </tr> <tr> <td>④障害者総合支援法</td> <td>自立支援医療</td> </tr> <tr> <td>⑤児童福祉法</td> <td>療養の給付 (結核児童)、小児慢性特定疾患治療研究事業による治療研究費、措置医療等</td> </tr> <tr> <td>⑥母子保健法</td> <td>養育医療</td> </tr> <tr> <td>⑦心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律</td> <td>医療の給付</td> </tr> <tr> <td>⑧石綿による健康被害の救済に関する法律</td> <td>医療費の給付</td> </tr> <tr> <td>⑨感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td> <td>結核患者の医療・入院</td> </tr> </table>	【公費優先】		①麻薬及び向精神薬取締法	入院措置	②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<u>1 類感染症等の患者の入院等</u>	【保険優先】		①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	措置入院	②生活保護法	医療扶助	③原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	一般疾病医療	④障害者総合支援法	自立支援医療	⑤児童福祉法	療養の給付 (結核児童)、小児慢性特定疾患治療研究事業による治療研究費、措置医療等	⑥母子保健法	養育医療	⑦心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	医療の給付	⑧石綿による健康被害の救済に関する法律	医療費の給付	⑨感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核患者の医療・入院
	【公費優先】																											
①麻薬及び向精神薬取締法	入院措置																											
②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<u>1 類感染症等の患者の入院等</u>																											
【保険優先】																												
①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	措置入院																											
②生活保護法	医療扶助																											
③原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	一般疾病医療																											
④障害者総合支援法	自立支援医療																											
⑤児童福祉法	療養の給付 (結核児童)、小児慢性特定疾患治療研究事業による治療研究費、措置医療等																											
⑥母子保健法	養育医療																											
⑦心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	医療の給付																											
⑧石綿による健康被害の救済に関する法律	医療費の給付																											
⑨感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核患者の医療・入院																											
新	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">【公費優先】</td> </tr> <tr> <td>①麻薬及び向精神薬取締法</td> <td>入院措置</td> </tr> <tr> <td>②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td> <td><u>新感染症</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">【保険優先】</td> </tr> <tr> <td>①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</td> <td>措置入院</td> </tr> <tr> <td>②生活保護法</td> <td>医療扶助</td> </tr> <tr> <td>③障害者総合支援法</td> <td>自立支援医療</td> </tr> <tr> <td>④児童福祉法</td> <td>療養の給付 (結核児童)、小児慢性特定疾患治療研究事業による治療研究費、措置医療等</td> </tr> <tr> <td>⑤母子保健法</td> <td>養育医療</td> </tr> <tr> <td>⑥心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律</td> <td>医療の給付</td> </tr> <tr> <td>⑦石綿による健康被害の救済に関する法律</td> <td>医療費の給付</td> </tr> <tr> <td>⑧感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td> <td>結核患者の医療・入院</td> </tr> </table>	【公費優先】		①麻薬及び向精神薬取締法	入院措置	②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<u>新感染症</u>	【保険優先】		①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	措置入院	②生活保護法	医療扶助	③障害者総合支援法	自立支援医療	④児童福祉法	療養の給付 (結核児童)、小児慢性特定疾患治療研究事業による治療研究費、措置医療等	⑤母子保健法	養育医療	⑥心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	医療の給付	⑦石綿による健康被害の救済に関する法律	医療費の給付	⑧感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核患者の医療・入院			
【公費優先】																												
①麻薬及び向精神薬取締法	入院措置																											
②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<u>新感染症</u>																											
【保険優先】																												
①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	措置入院																											
②生活保護法	医療扶助																											
③障害者総合支援法	自立支援医療																											
④児童福祉法	療養の給付 (結核児童)、小児慢性特定疾患治療研究事業による治療研究費、措置医療等																											
⑤母子保健法	養育医療																											
⑥心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	医療の給付																											
⑦石綿による健康被害の救済に関する法律	医療費の給付																											
⑧感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核患者の医療・入院																											

## 2章

<p>p.68 上から11行目</p>	<p>旧</p>	<p>(1) 樹状突起：他の神経細胞からシナプスを介して<u>情報</u>を受け取るところ。</p>
<p>新</p>	<p>新</p>	<p>(1) 樹状突起：他の神経細胞からシナプスを介して<u>神経伝達物質</u>を受け取るところ。</p>
<p>p.79 図5 頭蓋横断面</p>	<p>旧</p>	 <p>図5. 頭蓋前面と頭蓋横断面</p>
	<p>新</p>	 <p>図5. 頭蓋前面と頭蓋横断面</p>
<p>p.102 下から4行目</p>	<p>旧</p>	<p>4) レニン_アンギオテンシン_アルドステロン (RAA) 系</p>
	<p>新</p>	<p>4) レニン・アンギオテンシン・アルドステロン (RAA) 系</p>

旧

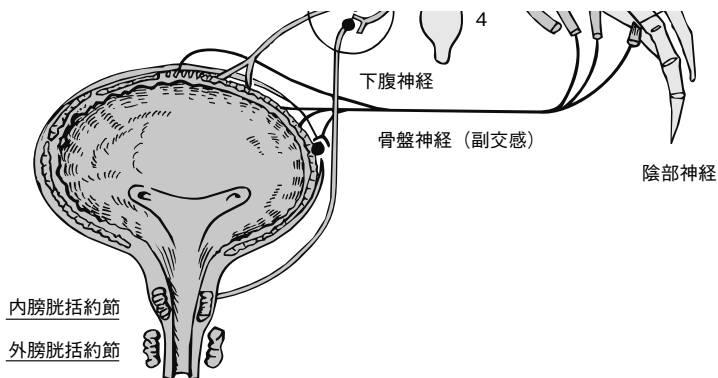


図28. 膀胱の仕組み

新

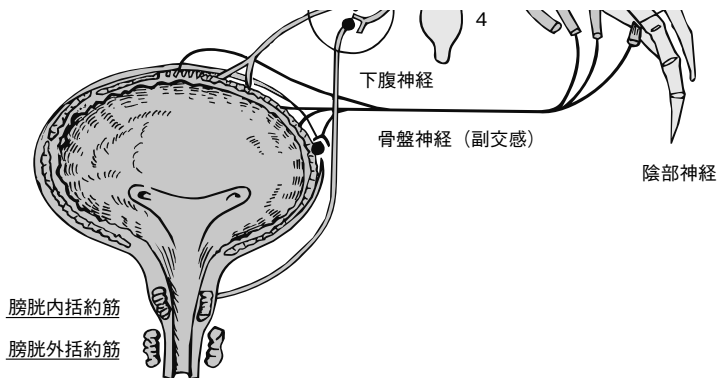


図28. 膀胱の仕組み

4章

p.200  
ワクチンの定期接種・任意接種の表

旧

定期接種 (対象者年齢は政令で規定)	生ワクチン：結核に対するBCG／麻疹風疹混合(MR)／麻疹(はしか)／風疹／水痘 不活性化ワクチン・トキソイド： ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ(急性灰白髄炎)(DPT-IPV)／ ジフテリア・百日咳・破傷風(DPT)／ジフテリア・破傷風(DT)／ ポリオ(急性灰白髄炎)(IPV)／日本脳炎／高齢者のインフルエンザ／ 高齢者の肺炎球菌(23価多糖体)／小児の肺炎球菌(13価結合型)／ インフルエンザ菌b型(Hib)／B型肝炎(水平感染予防)／ ヒトパピローマウイルス(HPV：2価、4価)
	生ワクチン：流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)／黄熱／ ロタウイルス(1価、5価)／帯状疱疹(水痘ワクチンを使用) 不活性化ワクチン・トキソイド： B型肝炎(母子感染予防)／破傷風トキソイド／成人用ジフテリアトキソイド／ A型肝炎／狂犬病／髄膜炎菌(4価)／高齢者以外のインフルエンザ／帯状疱疹 定期接種を対象年齢以外で受ける場合

(令和2年1月)

新

定期接種 (対象者年齢は政令で規定)	生ワクチン：結核に対するBCG／麻疹風疹混合(MR)／麻疹(はしか)／風疹／水痘 不活性化ワクチン・トキソイド： ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ(急性灰白髄炎)(DPT-IPV)／ ジフテリア・百日咳・破傷風(DPT)／ジフテリア・破傷風(DT)／ ポリオ(急性灰白髄炎)(IPV)／日本脳炎／高齢者のインフルエンザ／ 高齢者の肺炎球菌(23価多糖体)／小児の肺炎球菌(13価結合型)／ インフルエンザ菌b型(Hib)／B型肝炎(水平感染予防)／ ヒトパピローマウイルス(HPV：2価、4価)／ロタウイルス
	生ワクチン：流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)／黄熱／ ロタウイルス(1価、5価)／帯状疱疹(水痘ワクチンを使用) 不活性化ワクチン・トキソイド： B型肝炎(母子感染予防)／破傷風トキソイド／成人用ジフテリアトキソイド／ A型肝炎／狂犬病／髄膜炎菌(4価)／高齢者以外のインフルエンザ／帯状疱疹 定期接種を対象年齢以外で受ける場合
臨時接種	新型コロナウイルスワクチン

(令和3年2月)

p.201 表2	旧	<table border="1"> <tr> <td>直ちに 新型コロナウイルス感染症 (2疾患)</td> <td>1) 新型コロナウイルス 2) 再興型インフルエンザ</td> </tr> <tr> <td>指定感染症</td> <td>新型コロナウイルス感染症**</td> </tr> </table>	直ちに 新型コロナウイルス感染症 (2疾患)	1) 新型コロナウイルス 2) 再興型インフルエンザ	指定感染症	新型コロナウイルス感染症**
	直ちに 新型コロナウイルス感染症 (2疾患)	1) 新型コロナウイルス 2) 再興型インフルエンザ				
指定感染症	新型コロナウイルス感染症**					
新	<table border="1"> <tr> <td>直ちに 新型コロナウイルス感染症 (2疾患)</td> <td>1) 新型コロナウイルス 2) 再興型インフルエンザ 3) 新型コロナウイルス感染症** 4) 再興型コロナウイルス感染症</td> </tr> <tr> <td>指定感染症</td> <td>現在該当なし</td> </tr> </table>	直ちに 新型コロナウイルス感染症 (2疾患)	1) 新型コロナウイルス 2) 再興型インフルエンザ 3) 新型コロナウイルス感染症** 4) 再興型コロナウイルス感染症	指定感染症	現在該当なし	
直ちに 新型コロナウイルス感染症 (2疾患)	1) 新型コロナウイルス 2) 再興型インフルエンザ 3) 新型コロナウイルス感染症** 4) 再興型コロナウイルス感染症					
指定感染症	現在該当なし					
p.208 上から 11 行目	旧	強陽性 ( + + + ) : 発赤長径が 10mm 以上で硬結に二重発赤、水泡または壊死を伴うもの				
	新	強陽性 ( + + + ) : 発赤長径が 10mm 以上で硬結に二重発赤、水疱または壊死を伴うもの				
p.217 上から 8 行目	旧	3) 予防にワクチンがあり、乳幼児期に定期接種する。 <u>学校感染症第二種</u> 。				
	新	3) 予防にワクチンがあり、乳幼児期に定期接種する。				
p.218 上から 7 行目	旧	3) 髄膜刺激症状 (項部強直、ケルニツヒ (Kernig) 症候) がある。				
	新	3) 髄膜刺激症状 (項部硬直、ケルニツヒ (Kernig) 症候) がある。				
p.245 上から 15 行目	旧	3) 肝機能検査 : ~ (中略) ~ $\gamma$ - GPT などが高値。				
	新	3) 肝機能検査 : ~ (中略) ~ $\gamma$ - GTP などが高値。				
p.251 上から 5 行目	旧	冬から初夏に流行するムンプスウイルスの飛沫感染や接種感染により ~ (略)				
	新	冬から初夏に流行するムンプスウイルスの飛沫感染や接触感染により ~ (略)				
p.255 上から 10 行目	旧	その他、フルコナゾール、ミコナゾール、5-F <sub>C</sub> の経口投与。				
	新	その他、フルコナゾール、ミコナゾール、5-FC の経口投与。				

## 6章

p.319 下から 2 行目	旧	形質細胞はB細胞のもっとも成熟したもので、抗体を作り出す <u>作用</u> をもつ。
	新	形質細胞はB細胞のもっとも成熟したもので、抗体を作り出す <u>機能</u> をもつ。
p.374 上から 2 行目	旧	ケト酸の脱炭酸素酵素の先天性障害で、~ (略)
	新	ケト酸の脱水素酵素の先天性障害で、~ (略)

## 7章

p.393 下から 9 行目	旧	2) この障害は常染色体性単純優性遺伝である。典型的には、~ (略)
	新	2) この障害は常染色体優性遺伝である。典型的には、~ (略)

## 8章

p.474 上から 3 行目	旧	心臓の疾患と血管系の疾患の2つに大別される。
	新	心臓の疾患と脈管系の疾患の2つに大別される。

p.514 上から2行目	旧	(略)～敗血症、菌血症からDIC、ショック多臓器不全などにより死亡に至る場合がある。
	新	(略)～敗血症、菌血症からDIC、ショック、 <u>多臓器不全</u> などにより死亡に至る場合がある。

## 11章

p.743 下から1行目	旧	3) Kaposi 水痘様発疹症や白内障、網膜剥離の合併
	新	3) Kaposi 水痘様発疹症や白内障、網膜剥離の合併。

## 索引

p.821 3段目 上から25行目	旧	常染色体優性遺伝	429,439
	新	常染色体優性遺伝	<u>393,429,439</u>
p.829 2段目 下から5行目	旧	もやもや病	531
	新	もやもや病	532

# Memo

